

御異議ございませんか。

○委員長(羽生三十七君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○三橋八次郎君 私はこの法律案に賛成をするのでございます。これは日本の農業向上の上から考えましても、この地帯には水田、畑両方あるのでございまして、主として今後の日本の農業の改善振興ということにつきましても、畑作に重点をおかなければならぬと思つてございまして、畑作の改善という意味におきましても極めて大きく取上げて頂いておるといふことにつきましても、私この法律案に賛成する理由の一つでございまして、且つ耕して山頂に及ぶ、以てその貧なるを知る」といふような懸念の下に窮乏に堪えましても、而も困苦を忍びながら農業経営をやつておられます農家が救済できるといふ点におきましても賛意を表するものでございまして、又生産力増強というふうな意味から考えましても、天恵の豊かな気候条件のよろしい西日本、東部の地帯にこの法律案が非常に多い。こういう生産力増強という意味から考えましても極めて適切な法律案と言わなければならぬと思つてございまして、

そこで二、三の附帯要項事項を申し上げまして更に今後の御努力をお願いしたいと思つてございまして、これは特殊法としての目的を達成するために殊に予算は重点的に編成して頂きたいと思つてございまして、いやくもこの法律案ができたために一般農業改良方面の予算がけずられたり、又申訳的

な予算が計上されまじたりすることによつては、この法律の目的を達成することはできないと思つてございまして、重点的に而も期限を限つた法律案でございましてその期間に本法律の目的を達成するように予算の編成をお願いしたいと思つてございまして、以て本法律におけるいわゆる特殊性というものを抜本的に解消するような措置もして頂きたいと思つてございまして、

なおこれに附随いたしましてこの地区の設定についてでございますが、いろいろこの法律には外観的地形によりまして設定条件があるのでございまして、ただ傾斜度とか土壌侵蝕度とかいろいろな条件といたしまして、やはり農業機構の内容といたしまして、ものに立ち至りましても地区設定の場合に考慮に入れて頂きたいと思つてございまして、同じ外観の条件を備えておられます所でも、農業機構の状況によりましては比較的に豊かにこの農業経営ができておる所があるのでございまして、この法律の目的から見ましても、やはり窮乏しておる、非常に農業経営に困難をおさしておる所を拾い上げるといふ意味におきましては、ただ法律に定められた傾斜の度合でありまつか、或いはイロージョンのパーセンテージといふことだけでなくて、やはり農業経営の窮乏の状態なども考慮いたしまして地区設定をして頂きたいと思つてございまして、いわゆる重点的に地区の設定をして頂きたい。

第二番目には、同じ傾斜地農業でありましても、地方的に或いは立地条件等によりましてその施策が非常に異なるものと思つてございまして、従いまし

て技術的にも経営的にも十分検討をされまして、法の目的を達するようになり地帯をやつて頂きたいと思つてございまして、

第三番目の問題といたしましては、地区設定につきましても、地形、地勢、環境、条件を十分に考慮するばかりでなく、これは先ほど申し上げましたが、農業経営の内容又は農民生活の困窮の状況のことも十分に考慮に入れまして、更にこれらを改善するために間接的手段をもつて頂きたい。例えば税金の問題でありますとか、文化の問題でありますとか、或いは通学道路といふような交通機関の面のことも考慮を拂つて施策をして頂きたいと思つてございまして、そういうふうに考えますると、今この法案につきましても農地局の局長が担当されておるようでございますが、第十條の四項目のこの目的を達するために、これは農地局だけでは到底この仕事は完全に達成することはできないと思つてございまして、農林省全体、否、政府全体が一丸となつてこの法律の目的を達するために努力を拂つて頂かなければその目的を達することはできないと思つてございまして、

第四番目の問題は、今後の農業経営に關しましては畑作の重要性は言うまでもないことと思つてございまして、然るに我が国は平担地は水田でありますから、畑作といふものにつきましてもは大体傾斜地或いは急傾斜地であります。故に今までのように平担地畑作の研究ばかりではその目的を達することができないと思つてございまして、よつて傾斜地畑作を対象とするところの試験研究というものを、或いは農業経営

方面における試験研究機関に、更にこの急傾斜地の問題を解決するためにこれらの機関の整備擴充というものを図つて頂きたいと思つてございまして、この四つの要項事項を述べまして私は本案に賛成するものでございまして、

○三浦廉雄君 私もこの法案の通過のことについては極めて賛成の意を表したものであります。併しこの通過に當りまして一、二考えなければならぬ点を付け加えて、政府或いはこれを賛成して通す議員側、このほうにおいて十分に考えなければならぬ一、二を申し上げたいのであります。それはこれが提案されまして、私どもは目的としては非常にいい、初めから賛成です。ところがこの通過した後にこれが実施するところの姿というものを明らかにしておきたい。殊に第二條のような根本の問題について明らかにしておきたいと思つて、随分この点についてはいろいろと提案者からお伺いもし、或いは政府当局から見たこの運用についてのおよその見当も聞きたいと思つたんだけれど、さつぱりこの点が明らかでない。又別途のすでに通つた特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法におきましますところの、いわゆるこの地帯の災害防除及び農地改良に關する事業計画との関連を明らかにしておくべきことを考へて随分審議したんだが、これ又提案者自身が明らかでない。そこで予算については先に河野主計局長も今日は又写真にまで入つた大蔵大臣が金のはうの措置を或る程度するわけでありますから、これは是非お願いをするわけでありますけれども、これは私もこれを通すからには、国会側とし

てはこの通つた結果が果して農地諸君の期待しておるようなものに実を結ぶかどうか、この点が何よりも監視すべきところの点であると思つて、通つた後における正しい適切な運用自身をも監視しなければならぬ責任があることをここに私ども思わなければならぬ。又行政を担当するほうの農林省乃至は財政省持つ大蔵省のいわゆる行政庁のほうにおかれましても、さつき申し上げた特殊土じよう地帯の急傾斜地と西の両案に農業計画というものが同じく謳つてある。そういうふうなことからして、又これは議員さんが立法したんだといつたようなことからして熱意を入れないうで、そうしてまあできる程度にいい加減にやつておけばいいわといふようなことになつたんで私どもとしては立つ瀬がない、この点については十分考へてもらいたい。例えば大蔵省のほうでまあこれは通つた初めであるからして、この分として或る程度予算を組まなければならぬが、それはどじやないやなぞと思つて、従来あつた土地改良費のようなものから支出を割いて、そうして体裁よくこれに充てたようになふりをするようなことがあつたんじや私は農民諸君に申訳ない、この点を十分考へて頂きたいことを強く要望いたしまして本案に賛成いたしま

す。

○西山亀七君 私は自由党を代表しまして本案に賛成するものであります。先に寒冷積雪地帯の法案が通つた後、それが通過になつた後におきまして参議院の農林委員会といたしましては、この急傾斜地帯の問題を大きく取上げて早急現地の調査にかかつた

次第でございます。私もその一人に加わりまして、愛媛県その他の地帯を实地に調査したのであります。...

そこで問題は実施が非常に面倒であります。今まで再三再四申し上げておりますが、十條の二号のごときはこれをどうしてやるか、これが段々畑の百姓の一番の悩みでございます。...

家がありせんために非常な不幸を見っておりますから、この点はこの法律に限つては十分に役所のほうで気をつけなければならぬと思つております。...

を願います。なお多数意見者の御署名を願います。多数意見者署名 山崎 恒 岡村文四郎 島村 軍次 三橋八次郎 加賀 操 三浦 辰雄 滝井治三郎 宮本 邦彦 西山 亀七 池田幸右衛門

ういふ小麦を生産しても別に得も損もないものですから作る方面では熱心になつておらんのであります。...

ませんが、坂田議員が生命を賭して育て上げた日本にはいもというものがございませぬ。そこで御承知のように大事な馬鈴薯が非常に病気にかかり易くて、成るほど政府もその措置を講じてやつてはおりますが、その防除をしてさへも病気が出ております。...

て、ただこれらの施策がなか／＼困難な面が含まれております。従つて現実の問題としては原種圃を国でやり採種圃を作る、而してこの無病のものを供給するということ、合せてそれが完成する過渡的な場合において又永久にもそうであろうと思ひますが、寒冷地帯の北海道はこれは非常に期待するところがやはり引続きあるかと思ひますが、そういうことと原種圃採種圃の制度といつたようなものを通じてもう少し徹底的にこの検討も加えながら進んで行つて、法制化し得るところまで現実を進めて行きたい。私どもとしてはさう考へておるわけでありませう。

○岡村文四郎君 実は私はこの法案になぜ一体入れて頂けなかつたかという事は不服を持つておるわけでありませう。ところが入つておられませんかから何もこれに追加しなくてもいいのであります。今お話を聞くと、これは当然熱心にやらなければならぬ責任ある坂田議員でありますから、御答弁御尤もであります。どうも政府が相当な金をかけて苗ほをこしらへ採取をいたしておられます。その後の結果が悪いのでなか／＼容易ならぬ事態が来やしないかという心配を多分にいたしておられるから、決して日長く置かないでこの措置も十分できますように御努力をお願いいたしますことを願ひ申上げておきます。

○加賀操君 岡村さんも今ちよつと触れられましたが、第四條の ですが、ほ場審査の基準及び方法が明らかでないののでわかりませんが、第二條の2にはつきりは場審査の大体の條件が書いてあります。その中に病害虫というのが入つていないのですが、これはお

やりになることはわかるのですが趣旨としては非常な重要な要素でないかと思ふのです。今までの経験に倣しましてその点を一つお伺ひしたいと思ひます。

それから第三條の、これは農林大臣が都道府県別に、又作物の種類別に定めると、こう書いてあります。この種類別というものは、この前にあります。稲とか麦とか裸麦とか小麦とかいうのと、又その下の品種或いは系統まで農林大臣が定めると、こういう意味ですか。もしそうなりますと、大体役所が品種或いは系統まで定めると、従来いろいろ話合がございました民間にありませう、いい品種があつたとした場合にこれをどういう方法で受入れて行くか。又知事がこういう申請をした場合に、これはどういうふうな処理するかと、こういう点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 初めにお尋ねのは場審査でございますが、法文に現われているところからいいますと、御質疑のような点が実は欠点に思ひますけれども、この法文の意味は作物成育の各段階を整理いたしましたので、その各段階におきまして勿論恐らく最も重要なものであるこの病虫の關係は、当然審査するといふふうに考へておるのであります。法文の書き方が作物の成長の段階、成育の段階について書いてございませうので、さうなことに相成つておるのであります。

第二段の御質問の主要農作物の種類別と申しますのは、法文上ではこれは稲、大麦、裸麦、小麦ということでございます。その下の品種系統といふこ

ともこれは勿論重要でございますが、ここでいう都道府県があらかじめ農林大臣の承認を受けるという範圍には品種は入れていないのであります。

○加賀操君 そうしますと、實際問題として農林大臣は品種以下のものにつきまして知事の自由採量でよろしい、反対を限定する、こういうだけであるところ解釈されるのですが、そうしますと政府としてはよろしいかと思ひますが、この法案を出す建前から言つて優良な種子を作るといふ本質から考へますと、品種なり系統なりといふものは具体的にどうしても現われて来るのではないかと思ひます。その点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 實際問題としては御指摘の通りだと思ひます。農林大臣が直接品種まで入れて承認するといふことは如何かと存じませうが、都道府県が計画を立てます場合には市長村乃至農業者の団体とよく協議をいたしまして、或る程度品種別のは場面積を確定するといふ必要があるかと思つておられます。

○三橋八次郎君 前回の委員会において滝井委員及び片柳委員から指摘されました問題につきまして、政府委員の答弁は明確な欠きまして我々を納得せしむることができないのであります。かような次第では本法案の修正もやむを得ないといふ話合いがより／＼なされておるのであります。この際これらの問題につきまして改めて提案者及び政府当局の所見を確めておきたいと思ふのであります。即ち第一は附則の第二項におきまして農産種苗法を改正して稲、大麦、裸麦及び小麦に対する

適用を除外した趣旨は、米麦と主要農産物の種子につきましては、これが改良及び普及に關する一切の事項を今後本法案の中に盛り込んで一元的に処理する意図の下に行われたいものと了解してよいのか。果して然りとしたならば、本法案によりましてすでに米麦が農産種苗法から除外せられます以上急速に本法を改正いたしまして、右の意図を実現する決意を持つておられるものと了解してよろしいか。

それから第二は本法によつては指定は場において生産されました種子の現品の品質の保全及び普及等の規定を欠いておられます。この点につきましては政府も都道府県も何ら施すべきでないわけでありまして、当局も不備を認めておられるのであります。経費予算等の關係から現在の段階におきましてはこの程度でやむを得ないもののようにあります。できるだけ速かにその機会を得ましてこれらの不備の点を改正いたしましたことが完成を図る決意があるものと了解してよろしいのでございませうか。お伺ひしたいと思ふのであります。

○衆議院議員(坂田英一君) 只今の御質問の第一点であります。つまりこの種苗法から米、麦を除外しておるといふことは、つまりそれを除外した一つの米、麦について一貫した充実した政策を将来とつて行くといふこと等に関連して分離されたものかどうかというやういふ御質問だつたと思ひますが、御存じの通り大体さうに考へておるのであります。主要農産物の種子におきましては、それ以外の種子とは非常に現在の状態においては違つた形態をとつておるよう

に思ひます。併しこれは将来の發展の如何によつては必ずしもさうでないかも知れませんが現段階においてさうに思われませう。即ち米麦について特別に種苗を生産せんとするところの業界の活発な動きが米麦についてはないといふところに非常な違ひがあると思ふ。将来は併しながら、これらの問題についてもやはり単に試験場のみならず民間において大いにこれらのものも生産され、融通されるという方向に持つて行くことについては何も異存はないのであります。現状の下においてはさうな違ひがあると思ひますので、この際主要食糧については、種苗法よ

り除外して参る。その場合においてこれらの普及その他の点については十分でない点が多いんじゃないかという御質問であり、将来はそれをどうするかという御質問であるのであります。論今さうな点で普及の点等については極めて不十分であるといふことを私どももこれは認めます。ただこれらの問題を充実せしめて、この法制を充実せしめて参りますためには、なお現状と併せて検討すべき点が多々ありますので、これらの点をこの程度にとどめまして、将来これらのもの補充と

いふことを現実に併せて検討を加えながら補充する方向に持つて行きたい。かように考へておるわけでありませう。

それから第二のこの指定は場に対する補助に對する補助の問題であります。これは我々提案者といつたしましては、できるだけ補助を増額してやらうことによつて、つまり病氣のものを抜き取るとか、或いはその栽培の方法について周到な注意を拂ひ、又数量も

先ほども岡村委員からお話がありましたが、数量もい種は必ず少いという点もありませんので、これらの点を見計らいついて、我々提案者といしましては、できるだけこの補助を増額することに努力して参りたい。又政府においてそれらのことについて十分努力を要望したい。かように存じておるのであります。

○三橋八次郎君 いずれ細かい点は政令で定まることと思うのであります。が、この法律の最初のほ場を經營して行く上において原種はとの連絡の關係が明瞭を欠いておるようでございます。最初ほ場を經營いたします場合に、県の奨励品種でなければならぬという建前、又その種子が原種はで生産したものを出発点として栽培したものでなければならぬという点は、種子更新という上から考えましても極めて必要だと思つておられます。そういうような点は、かようにお考えになつておられますか。

○政府委員(小倉武一君) 県の奨励品種に重点をおくことは当然だと思つております。ただそれに文字通り限定して行くかどうかについては、なほいろいろ問題があるのでないかと思つております。もう一つの、県の原種はからできたものを最初の原種として使うということも、これは全く御同感でございます。そう、そういう二点につきましては、これはほ場を指定するような場合に、最初の經營者と都道府県の当局とが話し合ひでもつてさうに指導乃至條件をつけるということ、御趣旨のようなことをできるだけ実現して行きたい、かように考へております。

○三橋八次郎君 先ほどの二つの問題

につきまして、提案者から細かな御意見を伺つたのでございますが、政府当局者といましては、どういふようなお考えを持つておられますか。

○政府委員(小倉武一君) 第一点の農産種苗法との關係でございますが、これは論理上この法律と農産種苗法とが相矛盾するといふことではございませぬ。併しながら同じ種につきまして農産種苗法と今回の主要農作物種子法と両方あることも如何かと存じます。従つてからは、主要農作物につきましてはこの法案を補充強化して行くといふ方向で参るといふことにつきまして、坂田議員から御説明のあつた通り、私どもも考へております。

第二点のほ場審査の充実に至る現品検査との関連といふことにつきまして、御趣旨は御尤もでございます。今後さうな方面の施策の充実に至る農産物の検査法との関連も考へまして、御趣旨のようなことを至急に実現して行くように準備いたしたいと思つております。

○三橋八次郎君 もう一つお尋ねいたします。先ほど岡村委員から馬鈴薯の問題が御出されたが、私どもの地帯といしましては、殊に甘藷の問題が非常に大きいのでございませぬ。坂田議員もよく御存じのようによ、甘藷の原産を設けましてから増産品種の普及徹底により、非常に早く甘藷の増産の実績の上りましたことは御承知の通りなんでしょう。又殊に急傾斜地帯におきましては、甘藷は唯一なこれは主要作物なのでございませぬ。これにつきまして除外されておるのでございませぬが、例えば米の種子といふものは、そう年々更

新する必要は技術的にないとお考えのようでございます。甘藷の栽培の事情からみましても、甘藷の変化といふものは非常に大きく、従つて種変りによる減収といふことが非常に多いのでございませぬ。大体政府は統制のある間は、その作物に対しては、甘藷をせられませぬが、一旦統制が外れますと弊履を投げ捨てるように、それらの施策を講じてくれな、甘藷などもその突例でありまして、統制撤廃後には、今年の実情をみますると、激粉業者においても、あの通りの不振でございませぬ。これは統制といふような声に駆られて、統制作物には非常に重点を置いて施策を講ぜられませぬが、一旦統制が外れますと何ら施策をやらな、こゝういふことによりまして、ああいう大きな欠陥が出て来ると思つてございませぬ。従いまして、農家といしましては、米の値段と麦の値段といふようなものに血眼になるのも当然の話でございます。併し農業経営といふようなものは、米麦ばかりの収入で立つておるのじゃなくて、総合収入といふものによつて農業経営といふものが行われて行くのでありまして、統制前といふ、農家の合理化その他のものに対しまして、十分手厚い施策を施してくるならば、米麦の値段などはそれほど高くなつても農家のいろ／＼の條件がよくなつて行くと思つてございませぬ。このいもを外したのも今までのいゆる内閣のこれまでの方針で、結局統制を撤廃すればもう用事がないんだといふところから来ておるんじゃないかと思つてございませぬが、そういう場合では、恐らく農

家といふものは成立つて行かないと思ふのでございませぬ。より増産をしようの自給度を高めんとしたならば、これらのものだけにいろ／＼な施策を施すばかりでなく、統制外の農作物の増産といふことに対しまして、その施策を行なつて頂きまして、農家の総合収入を増加するといふようなことに持つて行かなかつたならば、食糧自給度の向上といふことも不可能だと思つてございませぬ。こゝういふ点におきまして、甘藷を何故にこの法律から除外しておるか、又近い将来に加える意思はあるかどうかといふことをお伺ひしたいと思つてございませぬ。

○衆議院議員(坂田英一君) 今三橋委員からお話の通り私も全く同感なものであります。この甘藷が統制が外れたからといつて、他の点について等閑に付するといふことが絶対にあつてならぬといふことを考へておられます。おいては三橋委員と同感であります。ちつとも違つておりませぬ。ただここに主要農作物種子法の中に我々提案者として加えることのできなかつたことは、先ほども馬鈴薯について申し上げましたように、原種採種の問題、それから種の問題、特に種の問題と全体をからんでここに米麦同様この主要農作物種子法の中に取入れるということについては、なほそれらの現状と合せて検討の余地があるといふようなことを考へましたわけでありまして、甘藷、馬鈴薯について等閑に付したといふようなことでは提案者としては決してないものであります。米麦以上に申しましても過言ではないと思つてございませぬが、この農家経済並びに経営の面についても、食糧解決の問題について

も、絶対必要なことについては同感でございます。

○委員(羽生三七君) 他に御発言もなければ質疑は終了したものと採決に入りたいと思つてございませぬが、御異議ございませぬか。

○委員(羽生三七君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○議員(羽生三七君) 私は自由党を代表いたしまして、只今議題となつております主要農作物種子法案に關しまして、次の事項が近い機会に必ず実現することを確認し、且つこれを期待して賛成いたします。

その第一は、国において主要農作物の品種改良事業の刷新擴充を図ること、第二に本法による主要農作物の種子の検査を単には、場における立毛審査にとどめず種子の現品検査も行ひ得るよう措置すること、なお本法と農産物検査法との両者の運用の調整について遺憾なからしめること、第三、主要農作物の優良種子の普及に關する対策を確立すること、第四、本法の適用をひとり米麦のみにとどめず、更にいも類、大豆及び菜種等の主要農作物にも及ぼすこと、第五、品種の改良及び優良種子の普及に關しては、各各種民間機関の治用に努めること、以上を強く要望いたしまして本案に賛成いたします。

○岡村文四郎君 不備な点は相当にあるようではあります。一応これに賛成をいたしたいと思つてございませぬ。どうも世の中が變つたばかりでなしに考へ方が非常に變つております。提

第九部 農林委員会會議録第二十五号 昭和二十七年四月二十二日【參議院】

五

案者ばかりではございません、政府も
そういう考えをいたしております。主
要農作物という考え、それが米と麦
だ、こういうことで、それが重要であつた
ものが、文書の中で退けられるようになつて
来ておりますことは現状であります。
これはそういうことでは日本の
農業が成立しませんし国民の食糧も成
立たないと思つて、いろいろお話を
を承りましたから、今後はもう少し
広範囲な主要農作物の種子に対して提
案者も政府も全面的に考慮されま
すことを希望いたしまして、本案に賛成
いたします。

○加賀操君 私も本案に賛成いたしま
す。二三希望を申し上げておきます。
第一は農作物及び農作物の種苗に対
しましては、日本の法律におきまして
は特許法に含まれておりません。従つ
てこれらの仕事に携わる人の努力に対
する国家の保護というものは法律的に
はないわけでありまして、政府にお
かれて何らかのこういふ縁の下で力持
ちな仕事をする人に対して手厚い報奨
の方法を講じて頂ければ、研究者も或
いは普及者も力強く働くことができる
らうと考へるわけでありまして、な
お種苗の最終の目的はいい生産物を市
場に出すことであるのであります。な
お政府がやりますこの事業に対して、
できました生産物が最も速かに且つ大
量に市場に出廻つて政府の方針が如実
に市場に銘柄を早く打ち立てることが
できるように特に努力をいたして頂
きたい、この二点を希望を申し上げ
て賛成いたします。

○三橋八次郎君 私もこの法律案の目
的というふうなことにつきましては案
のいたしましては賛成するものでござ
います。

ただ二、三の要望を申し上げます
と、いい種を取つても普及という方面
には片手落ちである、その方面の早急な
整備補充を図つて頂きたい。予算も
恐らく十分ではありませんが、重要な
種子の問題でございまして、これ
はどこまでも予算をもつとつて頂
きまして、農家がそれを一向に作つて
又折角原種としてよい種を確保いたし
ましても、農家がそれを一向に作つて
くれん、配布率が非常に低かつたり又
耕作をしてくれないというふうな事
になりますと、その次の目的となつ
ておりますいゝゆる食糧の自給度を向
上するといふような意味には副わんか
と思つてございまして、こういうよう
な今後改善願つて行くべき問題がた
くさん残つておるようございまして
、全くこれはよい種を確保するとい
うところまでの骨の法案だと思つて
ございまして、速かにこれに肉を付
し皮を着せまして、本当に食糧の自給
度が向上するといふような結果を示す
ことの一日も早いことを期待いたしま
して、又そういうようなことが一日も
早く実現のできるように政府のほうで
も格段の努力をして頂きたいことを要
望いたしまして本案に賛成する者で
ございまして。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言も
なければ、討論は終局したものと認め
て本案の採決を行いたいと思つて、
主要農作物種子法案を原案通り可決す
ることに賛成のかたの御起立を願いま
す。

○委員長(羽生三七君) 全会一致でござ
います。従つて本案は原案通り可決
いたします。

することに決定いたしました。なお
本会議における委員長の報告等につき
ましては従来の慣例によることを御了
承願いたします。なお多数意見者の御署名
をお願いいたします。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|--------|
| 岡村文四郎 | 三橋八次郎 |
| 加賀 操 | 島村 軍次 |
| 小林 孝平 | 池田有右衛門 |
| 薄井治三郎 | 宮本 邦彦 |
| 西山 龜七 | 三浦 辰雄 |
| 山崎 恒 | |

○委員長(羽生三七君) 本日食糧管理
法の一部を改正する法律案の提案理由
を聞くつもりでありましたが、農林大
臣、政務次官が欠席でありますので、
次に米穀の政府買入価格の特例に關
する法律案、衆議院議員松浦東介君ほか
二十三名の提出であります。本案につ
いて提案者から提案理由の説明を求め
ることになりました。

○衆議院議員(坂田英一君) 只今議題
と相成りました松浦東介君ほか二十三
名提出、米穀の政府買入価格の特例に
關する法律案に關しまして提案の理由
を御説明いたします。

米穀の政府買入価格は、食糧管理法
第三條第二項の規定に基づきまして、政
令の定めるところにより、生産費及び
物価その他の経済事情を参酌して定め
ることと相成つておりますことは御承
知の通りであります。

の額を、食管特別会計から農業協同組
合等を通じて供出者に支拂い、而して
のちに買入価格が正式に決定いたされ
ますと、この決定された価格が仮の
支拂額より高い場合においては、その
差額は供出の当時に遡つて供出者に追
加拂いされる仕組に相成つております
が、この追加支拂額に對しましては
特別に利息に相当する額を加算して支
拂う等の措置は何ら採られていないわ
けであります。

ここに於いて今日までのこのよう
行政上の欠陥を是正し、適正な基準に
従ひこの点に關する救済を行ふ必要を
認めましたので、政府は、買入価格と
仮の価格との差額に對し一般利息相当
額を加算して支拂うべきことを法律上
明らかにし、農家経済の收支の改善に
資する目的を以ちましてここに本法律
案を提出した次第であります。

なおこの法律の適用を受ける米穀は
二十七年産米よりいたしてございま
す。

慎重御審議の上速かに御可決あらん
ことをお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて
下さい。それでは本日はこの程度で散
会いたします。

午後二時五十五分散会

四月十九日本委員会に左の事件を付託
された。

一、主要農作物種子法案(衆)の予
備審査のための付託は三月三十一
日)

四月十九日本委員会に左の事件を付託
された。

一、宮城県亘理農業水利事業の国営
に關する請願(第一六四一號)

一、飼料精給調整法制定反對に關す
る請願(第一六四五號)

一、岩手県宮防ため池築工事費国
庫補助増額等に關する請願(第一
六五八號)

一、家畜生産指定県制度の法制化等
に關する請願(第一六五九號)

一、国有林野内牧野の利用權設定に
關する請願(第一六六〇號)

一、和歌山県紀伊村地内国有林拂下
げに關する陳情(第八七四號)

一、森林法改正による林業者負担諸
經費国庫負担の陳情(第八七五號)

一、地方競馬の民營移管反對に關す
る陳情(第八九四號)

第一六四一號 昭和二十七年四月五
日受理

宮城県亘理農業水利事業の国営に關す
る請願

請願者 宮城県亘理郡荒浜町長
菊地喜四郎外十七名

紹介議員 宮田 重文君

宮城県亘理農業水利改良事業は、阿武
隈川下流右岸の耕地排水と、常磐線沿
線の水害防止を目標とする県営事業計
画であるが、本計画完成によつて米麦
合せて約二万七千石の増収が見込まれ
ており、しかも農林省の昭和二十六年
度国営農業水利計画地区に採択されて
いる地区であるから、国営事業として
採択の上、昭和二十七年より実施せ
られたいとの請願。

第一六四五號 昭和二十七年四月七
日受理

第一六四五號 昭和二十七年四月七
日受理

飼料需給調整法制定反対に関する請願
請願者 岡山市東島田町一ノ五
七岡山県飼料商業協同
組合長 山上岩二外百
十三名

紹介議員 加藤 武徳君

最近国会の一部において飼料需給調整
法案を今次国会に上程準備中と伝えら
れるが、すでに一般物資の統制撤廃を
行いかつ近く麦類の統制も解除されよ
うとする今日、この法案は時代逆行も
はなはだしく飼料の円滑なる流通を阻
害し、業者の商権をばく奪する制度で
あるから、絶対に反対であるとの請
願。

第一六五八号 昭和二十七年四月十
日受理

岩手県営防水ため池建設工事費国庫補
助増額等に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上
順平

紹介議員 川村 松助君

昭和二十五年より着工中の岩手県営
衣川村、御所村両地区の防水ため池工
事は、政府認可の事業費が少額のため
遅々として進ちよくせず、関係農民は
不安な状態にあるから、予算額を増額
せられたい。なお、安比川水系の防水
ため池についても耕地一千町歩の災害
防止のため、昭和二十七年予算に必
要経費を計上されたいとの請願。

第一六五九号 昭和二十七年四月十
日受理

家畜生産指定県制度の法制化等に関す
る請願
請願者 岩手県議会議長 村上
順平

紹介議員 川村 松助君

本年度より実施予定の有畜農家創設維
持要綱に承る融資ならびに利子補給案
は、その効果を一層有効にするため
に、家畜生産指定県制度を設け、指定
県に対しては国費による家畜貸付制を
実施すること、また有畜農家創設に伴
う融資ならびに利子補給対象に、家畜
飼育設備等を加えることについて法制
化せられたいとの請願。

第一六六〇号 昭和二十七年四月十
日受理

国有林野内牧場の利用権設定に関する
請願
請願者 岩手県議会議長 村上
順平

紹介議員 川村 松助君

岩手県の農業は、地理的環境からし
て、土地の高度利用ならびに農業経営
の安定上、畜産を高度に取り入れた有
畜総合経営でなければならぬが、こ
れがためには三十万四千町歩の牧野を
必要とする。しかるに県内牧野の全面
的集約化を行つてもなお相当の不足を
きたす状況であるから、昭和二十五年
度に所屬替え解放から除外された岩手
県国有林野内牧野四万五千町歩をすみ
やかに地元民に対して利用権を設定せ
られたいとの請願。

第八七四号 昭和二十七年四月五日
受理

和歌山県紀伊村地内国有林拂下げに関
する陳情
陳情者 和歌山県海草郡紀伊村
長 平田重一外一名

和歌山県海草郡紀伊村は米麦農業によ
る純農村であるが、営農の大要素であ
る農用林不足のため、採草地も狭少の

上、薪炭にも困難をきたし稲わらを燃
料とする憂慮すべき実情であるから、
本村地内の国有林を高度に利用して農
業経営の合理化により堅実な農村建設
を図りたいから、この際特別詮議の上
同国有林を拂い下げられたいとの陳
情。

第八七五号 昭和二十七年四月五日
受理

森林法改正による林業者負担諸経費国
庫負担の陳情
陳情者 石川県議会議長 太田
孝三

改正森林法は、林政百年の大計を樹立
するものとして喜ばしい法律であり、
また林業の国家目的達成のため私有権
にいちじるしい制約を加えることもや
むを得ないことではあるが、法定諸手
続、願、届等のため年々林業者の負担
すべき経費の増大したことは、業者の
堪え難いところであり、ひいては改正
法規の完全実施に障害を招く虞れがあ
るから、政府は新に林業者の負担とな
るべき諸経費を国庫負担とするよう措
置せられたいとの陳情。

第八九四号 昭和二十七年四月八日
受理

地方競馬の民営移管反対に関する陳情
陳情者 兵庫具知事 岸田幸雄

一昨年来地方競馬民営移管の問題が台
頭し、これの阻止についてはしばしば
盡力を願つてきたのであるが、最近い
よいよ具体化しようとする情勢にある
が、地方財政に重大な役割を果してい
る競馬が民営に移管され、または現行
公営競馬の外に、民営の地方競馬に介
入するような法案は絶対に成立しない
より取り計らわれたいとの陳情。

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年五月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所